

平成31年度 茨城県奨学生募集要項（在学採用）

茨城県教育委員会では、経済的理由により修学に困難がある優れた生徒に対し学資として奨学資金を貸与しています。大学、短期大学、専修学校専門課程（以下「大学等」という。）に在学している人を対象に茨城県奨学生の募集をいたします。

第1 募集概要

1 出願者の資格

(1) 奨学金（月額貸与）・入学一時金共通（以下のすべてに該当すること）

- ア 茨城県内に居住する者の子弟であること。
- イ 大学（短期大学、専門職大学、専門職短期大学を含む）又は専修学校の専門課程に在学していること。
- ウ 健康で修学に十分耐えうること。
- エ 人物・学業ともに優れていること。
- オ 学資の支弁が困難と認められること。

(2) 奨学金（月額貸与）（（1）に加え以下に該当すること）

- ア 学力及び家計において、奨学金（月額貸与）貸与の推薦基準を満たしていること。（6頁以下参照）
- イ 日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていないこと。
※併願することはできますが、日本学生支援機構奨学金（貸与型）と併給することはできません。

(3) 入学一時金（（1）に加え以下に該当すること）

- ア 平成31年度に大学等に進学した者であること。
- イ 学力及び家計において、入学一時金貸与の推薦基準を満たしていること（12頁参照）
- ウ 大学等卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業する意思があること。
- エ 日本学生支援機構から24万円の一時金給付を受ける者でないこと。
※24万円の一時金給付を受ける者でなければ、日本学生支援機構奨学金（給付型・貸与型）と併給することができます。

2 貸与額、募集人員及び貸与期間

種別	区 分	貸与額	募集人員	貸与期間
奨学金 (月額貸与)	自宅通学	月額36,000円	80人程度	平成31年4月から在学する大学等の正規の修業期間のうち残修業期間
	自宅外通学	月額40,000円		
入学一時金		240,000円	14人	入学時(1回)

3 貸付利息、貸与方法

(1) 貸与利率 無利子

(2) 貸与方法

奨学資金は「口座振込依頼書」で指定された口座に、原則として年4回に分けて振り込みます。なお、平成31年度の第1回の支払は平成31年8月を予定しています。

第1回振込：5月(4月～6月分)

第2回振込：7月(7月～9月分)

第3回振込：10月(10月～12月分)

第4回振込：1月(1月～3月分)

} 平成31年度のみ8月に振込

4 出願方法

(1) 貸与希望者は、「奨学生願書」及び必要関係書類を在学している学校に提出してください。

(2) 各学校は、「奨学生願書」・添付書類をとりまとめ、「奨学生推薦調書」を作成し、「平成31年度奨学生推薦一覧」とともに茨城県教育委員会あて提出してください。

※1： 奨学金(月額貸与)のみ、入学一時金のみ、奨学金(月額貸与)と入学一時金両方、いずれの出願も可能ですが、奨学金(月額貸与)と入学一時金の採用要件は異なりますので、御注意願います。

※2： 「記載例」及び「募集についてのQ&A」を必ず確認してください。また、例年書類の不備により選考業務に支障が出ていることから、提出の前に「提出書類チェックシート」で提出書類を確認し、不備のないようにしてください。

5 出願期限 平成31年5月15日(水) (当日消印まで有効)

※ 各学校で締切を設定していますので、必ず確認してください。

6 採用決定

奨学生選考委員会により採否を決定し、平成31年7月中旬までに学校を通じてお伝えする予定です。

7 提出書類

	提出書類名	作成者 (準備する者)	備考
1	平成31年度奨学生推薦一覧	学校	
2	奨学生推薦調書(様式第1号)	学校	学校から、作成のために高等学校等の成績証明書などの提出を求められる場合があります。
3	年間の授業料がわかる書類	学校	書式任意、既存資料可
4	提出書類チェックシート (学校用)	学校	
5	奨学生願書(様式第3号)	申請者	後段17頁「記載例」参照
6	家計基準に関する証明書類	申請者	■奨学金(月額貸与)希望者 後段13頁参照 ■入学一時金希望者 後段16頁参照
7	特別控除に該当することの証明 書類(該当者のみ)	申請者	後段15頁参照
8	自宅外通学の証明書類 (該当者のみ)	申請者	自宅外通学の証明書類
9	提出書類チェックシート (貸与希望者用)	申請者	
10	その他茨城県教育委員会が必要 と認めた書類	申請者/学校	家計状況などを確認するため、書類の提出を求める場合があります。

8 貸与の中止・停止

(1) 中止

次のいずれかに該当するときは、貸与を中止します。

- ア 退学したとき。
- イ 親権者又はこれに代わる者が本県外に転出したとき。
- ウ 傷い疾病などのため成業の見込みがないとき。
- エ 学業成績又は操行が不良となったとき。
- オ 日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるとき(入学一時金のみの貸与を受け
る者は除く)。
- カ 奨学資金を必要としない理由が生じたとき。
- キ その他奨学生として適当でない認められるとき。

(2) 停止

休学したときはその期間貸与を停止します。

9 返還

貸与した奨学資金は、貸与終了から6か月据置き後、10年以内で、年賦又は半年賦により返還いただきます。

(入学一時金のみの貸与者は、原則として卒業年の次の年の6月(平成35年3月卒業の場合、平成36年6月)から、10年以内で、年賦により返還いただきます。)

◆返還事例(10年間、半年賦(年2回)で返還する場合)

区分	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還半年賦額	返還回数
自宅	36,000円	48月	1,728,000円	86,400円	20回
自宅外	40,000円	48月	1,920,000円	96,000円	20回

- (1) 奨学生として採用されたときは、連帯保証人及び保証人(各々独立の生計を営む成年者2人(うち1人は茨城県内居住者))を要します。
- (2) 貸与が終了したときは、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還計画書」を提出していただきます。その際、連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書が必要です。

10 返還免除

なお、返還免除が認められるのは、以下の場合のみです。

- (1) 奨学金(月額貸与)、入学一時金共通
 - ・奨学生が死亡したとき
 - ・奨学生が心身障害のため労働能力を喪失したとき
- (2) 入学一時金貸与分
 - ・奨学生が、大学等を卒業後、茨城県に居住のうえ、茨城県内の事業所においていわゆる正規雇用により就業したとき

※卒業後に茨城県に居住等した場合の返還免除について

入学一時金の貸与制度については、茨城県内で活躍する優秀な人材の確保も目的としていることから、卒業後に茨城県内に居住のうえ茨城県内で就業した場合に返還を免除する制度を設けております。

■免除要件

返還すべき日の属する年度の前年度の1年間(例：平成36年6月に返還すべき日がある場合、平成35年4月から平成36年3月が基本になります。)、茨城県内に居住し、かつ、茨城県内に事務所又は事業所を有する企業等の茨城県内の事務所又は事業所において、期間の定めのない労働契約により、いわゆる正規雇用として就業(個人事業主として就業した場合も可)したとき。

■免除額

1年当たり24,000円(10年で全額免除となります。)

■免除手続き

免除を希望する返還日毎(1年毎)に、「奨学資金返還免除願(様式第20号)」に必要な添付書類を添えて申請。

※詳細は、貸与後にお渡しする「茨城県奨学資金返還の手引き」で案内いたします。

11 その他

自宅外通学月額のご貸与を受けていた方が自宅から通学することになった場合には、自宅通学月額に変更いたします。

※ 自宅通学月額から自宅外通学月額への変更はいたしません。

12 問い合わせ先

〒310-8588 水戸市笠原町978-6
茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当
(電話) 029-301-5245
(FAX) 029-301-5269
(E-mail) kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

【参考：就職支援奨学金助成制度について】

茨城県では、県内への人材環流・地元定着の促進を図ることを目的として、大学生等の奨学金返還を助成する奨学金返還支援制度を創設しました。

平成31年度進学者向けの募集は一度締め切りましたが、再募集を行う予定です。再募集の時期や募集内容、制度などの詳細については、以下の問い合わせ先までお願いいたします。

＜制度概要（予定）＞

対象者：平成31年度大学等進学者のうち以下の①②両方に該当する者

①日本学生支援機構の給付奨学金の申込み資格・基準に該当していたが、出身高等学校等の推薦枠から外れた者

②日本学生支援機構貸与型奨学金又は茨城県奨学資金（月額貸与）の借入れ（予定）者

助成額：大学等在学中に貸与を受けた奨学金の返還額（上限有）

助成要件：大学等を卒業後、県内企業等へ正規雇用により就職し、県内に住所を有し10年間以上定住予定であること

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部労働政策課雇用対策推進室 TEL:029-301-3645

第2 推薦基準

1 奨学金（月額貸与）・入学一時金共通

(1) 人物について

学習活動その他生活全般を通じて態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがある者としてします。

なお、入学一時金の貸与者は、上記に加え、茨城県において活躍する意欲があり、その見込みがある者としてします。

(2) 健康について

修学に十分耐えうると認められる者としてします。

2 奨学金（月額貸与）

(1) 学力について

ア 一般推薦

① 大学（短期大学，専門職大学，専門職短期大学を含む。）に在学する者については、前2か年の評定平均が3.0（小数点第3位以下切捨て）以上である者。

② 専修学校の専門課程に在学する者については、学校長が勉学に意欲があると認める者。

イ 特例推薦

アにかかわらず、次のいずれかに該当し、特に人物が優れ、かつ、奨学資金を貸与することによって特に優れた成績を修める見込みがあると認められる者を、特例として推薦することができます。

- ① 第1学年在学者で、入学試験の成績が所属する学部・学科の入学者の上位2分の1以内である者
- ② 災害，病気その他の事故などにより主たる家計支持者を失った者
- ③ 出願前1か年以内に火災・風水害などにより著しい被害を受けた者の子弟
- ④ 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
- ⑤ 障害のある者

なお、推薦時において留年している者は推薦ができません。

※ これらの事実について証明書の添付は必要ありませんが、面接等により確認し、奨学生推薦調書の参考事項欄にその旨を具体的に記載してください。

ウ 成績の判定

①第1学年在学者

高等学校の最終2か年の履修教科の評定を全て合計し、これを全履修教科数で割った値を学力とします。

高等学校の成績が分からない場合は、学生より高校2、3年の成績証明を取り寄せるなどして確認してください。

また、履修科目の評定は5・4・3・2・1の5段階法により、他の方法による評定は5段階法に換算してください。

②第2学年以上在学者

学校における前2か年（2か年未満の場合は、1か年）の履修教科の評定を全て合計し、これを全履修教科数で割った値を学力とします。

また、履修科目の評定は優（A）・良（B）・可（C）の3段階法により、優（A）は4、良（B）は3、可（C）は2に換算して下さい。また、他の方法による評定は3段階法に換算してください。

（例）

（ア）	（イ）	（ウ）	換算点
優	A	80～100点	4点
良	B	60～79点	3点
可	C	59点以下	2点

※専修学校の専門課程に在学する者について

学力要件を前記ア②のとおりとしていることから、上記による成績の判定ができない場合、又は3.0に満たない場合は、3.0として換算いたします。

（2）家計について

ア 家計の判定

「認定所得金額」が「収入基準額」以下となる必要があります。

$$\boxed{\text{認定所得金額}} = \boxed{\text{収入金額（父母の収入金額合計）}} - \boxed{\text{特別控除額}} \leq \boxed{\text{収入基準額}}$$

イ 所得金額の算定方法

①給与所得者の場合

「所得証明書」における「給与収入金額」から万円未満を切り捨て、下記の区分に基づき、計算した額が所得金額となる。

区 分	計 算 式
収入金額400万円以下	「給与収入金額」× 0.8 - 214万円 = 所得金額 (万円未満切り捨て)
収入金額400万円超 781万円以下	「給与収入金額」× 0.7 - 174万円 = 所得金額 (万円未満切り捨て)
収入金額781万円超	「給与収入金額」 - 408万円 = 所得金額 (万円未満切り捨て)

②給与所得者以外の場合

「所得証明書」における所得金額がそのまま所得金額となる。

③給与所得又は給与所得以外の所得が2つ以上ある場合

それぞれの所得金額を合算してください。ただし、プラスとマイナスの所得金額を相殺することはできません。マイナスの所得は0として扱います。

- ア 父母が共にいる場合は、父母両方の収入により判定。
- イ 父母いずれか一方しかいない場合は、当該の父または母のみの収入。
- ウ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の生計を維持する者の収入。
(2人いれば2人それぞれ)
- エ 上記ア～ウの場合で、他者からの援助等（生活保護等、公的機関からのものは除く。）により学生本人の生計が維持されている場合には、援助額等も計上すること。

ウ 特別控除額

A. 世帯を対象とする控除

特別の理由		特別控除額				
1	母子・父子世帯	99万円				
2	就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき) ※ 専修学校一般課程・各種学校の在学者は就学者に含みません。 ※ 出願者本人は、次ページ「B. 奨学金の貸与を受けようとする者を対象とする控除」が適用になります。	小学校	31万円			
		中学校	46万円			
			自宅通学	自宅外通学		
		高等学校	国公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		高等専門学校(1~3年)	国公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
		高等専門学校(4~5年)	国公立	43万円	72万円	
			私立	87万円	116万円	
		大学	国公立	74万円	121万円	
私立	133万円		180万円			
専修学校	高等課程	国公立	39万円	69万円		
	専攻課程	国公立	36万円	81万円		
		私立	102万円	147万円		
3	障害者のいる世帯	障害のある人1人につき 99万円				
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				
5	主たる家計支持者が別居している世帯(父母いずれか1人でも別居した場合に対象)	別居のため支出している年間金額。 ただし、71万円を限度とします。				
6	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				

B. 奨学金の貸与を受けようとする者を対象とする控除

奨学金の貸与を受ける者		控除金額		
1	高等専門学校に在学している場合	国・公立高等専門学校（4～5年及び専攻科）	自宅通学	43万円
			自宅外通学	72万円
		私立高等専門学校（4～5年及び専攻科）	自宅通学	87万円
			自宅外通学	116万円
2	大学に在籍している場合	国・公立大学	自宅通学	23万円に授業料年額を加えた額
			自宅外通学	70万円に授業料年額を加えた額
		私立大学	自宅通学	37万円に授業料年額を加えた額
			自宅外通学	84万円に授業料年額を加えた額
3	専修学校の専門課程に在学している場合	国・公立専修学校専門課程	自宅通学	19万円に授業料年額を加えた額
			自宅外通学	64万円に授業料年額を加えた額
		私立専修学校専門課程	自宅通学	41万円に授業料年額を加えた額
			自宅外通学	86万円に授業料年額を加えた額

【備考】

- 1 A欄の「就学者のいる世帯」による控除は、奨学金の貸与を受けようとする者を除く世帯員を対象とする。
- 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
- 3 B欄の「授業料年額」とは、在学している大学又は専修学校専門課程の申込時における授業料年額とする（授業料のみであり、入学金や施設整備費等は含みません）。
- 4 奨学金の申込時において、子供（原則として奨学金の貸与を受けようとする者と同一世帯における、在学中の者又は20歳未満の未就業者）が2人を超える世帯については、その超える人数につき、B欄の該当する控除額に50万円を加えた額をさらに控除できることとする。

エ 収入基準額

世帯人員(※)	収入基準額	備 考
1 人	139万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに、12万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。 ※ 世帯人員とは、父及び母（またはこれに代わって家計を支えている者）及びこの者に扶養されている者（出願者を含む）に限ります。
2 人	198万円	
3 人	212万円	
4 人	229万円	
5 人	239万円	
6 人	250万円	
7 人	262万円	

● 収入・所得の目安 【収入が父（又は母）1人のみの場合】

区分	給与所得 (所得証明書の給与収入金額)		給与所得以外 (所得証明書の所得金額)	
	国公立大	私立大	国公立大	私立大
3人世帯	約661万円	約704万円	約289万円	約319万円
4人世帯	約741万円	約784万円	約345万円	約375万円
5人世帯	約794万円	約824万円	約386万円	約416万円

※ あくまでも目安ですので、家族の状況によって異なります。アの計算式により家計の判定を行ってください。

— 計算例（4人家族） —

父：給与所得 年収500万円（所得証明書の給与収入金額）
 母：給与所得 年収400万円（所得証明書の給与収入金額）
 本人：国立大学1年生 自宅
 妹：県立高校3年生 自宅

① 所得金額 282万円 (A)

{ 父の所得金額 = 500万円 × 0.7 - 174 = 176万円
 母の所得金額 = 400万円 × 0.8 - 214 = 106万円

② 特別控除額 113万円 (B)

{ 本人（国立大学自宅） 74万円
 妹（県立高校自宅） 39万円

③ 認定所得金額 (C = A - B) 169万円

収入基準額：229万円（4人世帯） > 169万円

→ 認定所得金額が収入基準額以下であるため、推薦できる。

3 入学一時金

(1) 学力について

以下のいずれかを満たしていること。

ア 出身の高等学校における日本学生支援機構の給付型奨学金の推薦基準を満たしていること。

イ 高等学校の最終2か年における成績の評定平均値が4.3（小数点第3位以下切捨て）以上であること。

※成績の判定について

高等学校の最終2か年の履修教科の評定を全て合計し、これを全履修教科数で割った値を学力とします。

高等学校の成績が分からない場合は、学生より高校2、3年の成績証明を取り寄せるなどして確認してください。

また、履修科目の評定は5・4・3・2・1の5段階法により、他の方法による評定は5段階法に換算してください。

(2) 家計について

住民税非課税世帯（平成30年度課税の市町村民税所得割が0円）又は生活保護世帯であること。

(3) 卒業後の茨城県への居住等について

出願時点で、大学等の卒業後に、茨城県に居住のうえ、茨城県内の事業所において、いわゆる正規雇用により就業する意思を有していること。

(4) 日本学生支援機構の給付型奨学金を受給している場合

日本学生支援機構の給付型奨学金を受給している者（入学時に24万円の一時金給付を受けている者を除く）は、前記（1）～（2）の要件を満たす者とみなします。

第3 添付書類

1 留意事項（共通）

- (1) 以下の添付書類を欠く場合は、判定材料を欠くものとして不採用となることがあります。
- (2) A4判以外の書類はA4判の紙に貼り付けて提出願います。

2 奨学金（月額貸与）

(1) 家計基準確認書類（年間収入証明書類）

父及び母またはこれに代わって家計を支えている者について次の書類

ア 市町村役場発行の「所得証明書」（原本）（平成29年所得）

※父母が働いている働いていないにかかわらず、父母両方の所得証明書の提出が必要です。

※特別控除「母子・父子世帯」の要件確認のため、同居の祖父母の所得証明書が必要な場合があります。

〔給与所得の範囲〕

- * 給料・賃金（賞与を含む）
- * 専従者給与（白色申告も含む）
- * 年金
- * 傷病手当金・失業給付金・生活保護法による扶助費

退職手当については、一時所得とみなし、給与所得の範囲には入りません。

イ 平成30年の途中又は平成31年に退職・就職・転職などのため、給与所得が大幅に変動した又はする場合

以下の証明書類等の提出により状況を証明願います。

- ・源泉徴収票の写し（平成30年の収入に係るもの）
- ・年間収入見込算出表（申請時現在の月収及び賞与等を考慮のうえ、平成31年一年間の年収を推算して、貸与希望者が作成。様式は任意）
- ・最近の給与明細書の数か月分など最近の収入状況が分かるもの

ウ 1人に2つ以上の収入がある場合

上記に準じすべての収入を証明する書類を提出

エ 入学一時金貸与も希望する場合

16頁に記載の入学一時金貸与を希望する場合の家計基準確認書類を提出すれば、上記ア～ウの書類は必要ありません。

(2) 自宅外通学の証明書類 (次のいずれか)

出願者の住民票 (自宅外に移転登録後のもの) か、住居 (自宅外) の賃貸借契約書の写し (家主の証明書可) のいずれか

(3) 特別控除に該当することの証明書類 (控除額については9頁参照)

特別の理由	証明書類
1 母子・父子世帯 (下段の※印参照)	原則不要 (様式第3号「奨学生願書」の「家族経済状況及び奨学資金希望理由」欄に明記してください) (注) 同一世帯に祖父母がいる場合、祖父母の所得確認のため、祖父母の所得証明書の提出が必要。
2 就学者のいる世帯 (専修学校一般課程・各種学校の在学者は含まない。)	「 <u>在学証明書</u> 」又は「 <u>学生証</u> 」の写し ※ 自宅外通学の場合は、住民票、賃貸借契約書の写しなど住所が確認できる書類の写しを添付してください。(自宅外の住所が確認できない場合は自宅通学とみなします。) ※ 本人及び小中学生は不要
3 障害者のいる世帯	「障害者手帳」の写しなど
4 長期療養者のいる世帯 (出願時に6か月以上療養中又は療養が必要な方)	平成30年度分の治療費及び医薬品費などの「領収書」の写し(出願時まで)及び治療費及び医薬品費などの「年間支出見込算出表」。様式は任意。 (健康保険などによる医療給付又は損害賠償による補填される金額は除く。)
5 主たる家計支持者が別居している世帯(父母いずれか1人でも別居した場合は対象となる。)	別居していることを証明する書類、 <u>別居のために特別に支出している住居費等の領収書の写し及び当該費用の平成31年度分「年間支出見込算出表」</u> 。様式は任意。(別居している家族への扶養送金は除く。)
6 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 (平成28年から出願時まで被害を受けたため、2年以上にわたり著しく困窮状態におかれる場合に限る。)	市町村発行のり災証明書及びその被害によって支出増又は収入減になる年間金額を証明する書類(保険・損害賠償などによる補填額は除く。)

※母子・父子世帯とは

- ・ 母又は父と就学などにより経済力のない子の世帯
- ・ 母又は父と就学などにより経済力のない子及び60歳以上で前年の所得(給与所得控除後の金額、以下同じ)金額50万円以下の祖父母の世帯
- ・ 就学などにより経済力のない子だけの世帯
- ・ 就学などにより経済力のない子及び60歳以上で前年の所得金額50万円以下の祖父母の世帯
- ・ 配偶者のいない兄弟と就学などにより経済力のない子の世帯
- ・ 配偶者のいない兄弟と就学などにより経済力のない子及び60歳以上で前年の所得金額50万円以下の祖父母の世帯

3 入学一時金

(1) 学力基準確認書類

出身の高等学校における日本学生支援機構の給付型奨学金の推薦基準を満たしているとして出願する場合は、次の書類。

- ・出身高等学校の推薦基準の写しに、出願者が当該推薦基準のどの項目にどのような理由で満たしているのか、当該写しの該当部分を囲むなどした上、出願者がどのような理由で当該項目に該当しているか分かるように追記したもの。

(出身高等学校から推薦基準の写しの提供を受けられない場合は、上記の内容を出身高等学校から確認の上、推薦調書に具体的に記載願います。)

※高等学校の最終2か年における成績の評定平均値が4.3(小数点第3位以下切捨て)以上を満たしているとして出願する場合は、推薦調書に記載の内容で確認できるため学力基準確認書類の添付は必要ありません。

(2) 家計基準確認書類

父母(父母がいない場合は代わって家計を支えている人)について次の書類。

ア 住民税非課税世帯の場合

市町村役場発行の「(非)課税証明書」(原本)(平成30年度課税のもの)

※市町村民税の所得割が0円(非課税)であることを確認いたします。

イ 生活保護世帯の場合(アにも該当する場合は、アの確認書類のみで可)

以下のいずれか(いずれも願書記載日前2か月以内に発行等されたもの)

- ①生活保護受給証明書(父母の氏名が記載されているもの)
- ②生活保護決定(変更)通知書等

※日本学生支援機構の給付型奨学金を受給している者の場合

「給付奨学生証」の写し(「給付奨学生証」の写しを提出する場合、上記(1)及び(2)に記載の確認書類の提出はいずれも不要です。)

記載例

様式第3号(第3条関係)

自宅外通学希望者(朱書)

自宅外希望

自宅外通学を希望する
方のみ朱書きで記載

(表)

正規の修業期間のうち残修業期間を記載
※入学一時金のみの希望者は記載不要

在学採用

茨城県教育委員会

奨学生願書										
ふりがな	いばらき はなこ			※ 男			奨学金の貸与希望期間		入学一時金の貸与希望の有無	
氏名	茨城 花子			(満 18 歳) (女) 平成13年 3月 3日生			2019年 4月から 2023年 3月まで 4年 月間		※ (有)・無	
在学	○ ○ 大学 文学部			○ ○ 学校 文学部			文学 科 第 1 学年			
校	所在地 東京都新宿区新宿1-2-○									
住所	本人現住所	東京都新宿区新宿1-2-○ ハイツ下落合102号室								
	家族現住所	茨城県 水戸市笠原町900-○								
家計内容	給与収入金額				※ 営業等・農業・不動産・利子・配当 所得金額					
	2,512,345 円				円					
	合計 2,512,345 円				合計 円					
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	役職名	年収	父又は母死亡のときは、その年月日(歳)		
	父	茨城 太郎	50歳	会社員	(株)茨城商店	主任	2,512,345円			
	母	良子	45歳	無職			円	就学者の在学	学年	現在までの県奨学資金貸与の有無
	×本人	花子	18歳	大学生			円	学校名		
	弟	一郎	14歳	中学生				笠原中	3年	※有 (無)
										有 無
										有 無
合計(人)										
家族経済状況及び奨学資金希望理由	※ 本人が具体的かつ詳細に記入してください。 入学一時金の貸与を希望する場合は、卒業後に、茨城県内に居住し、茨城県内で就業する意思を記載してください。 母子・父子世帯である場合はその旨記入してください。									

入学一時金の貸与を希望する場合は「有」に、希望しない場合は「無」に○印を記載

家族全員の状況を記載

本人の履歴	平成28年 3月	水戸市立笠原中学校卒業	年	月
	平成31年 3月	茨城県立水戸第一高等学校卒業	年	月
	年	月	年	月
	年	月	年	月
	年	月	年	月
	年	月	年	月

以上のとおり記載に相違ありません。

奨学生として採用のうえ奨学資金を貸与されるようお願いいたします。

なお、採用のうえは、茨城県奨学資金貸与条例の規定に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。

平成31年 4月24日

ふりがな いばらき はなこ
本人氏名 茨城 花子

下記の「記載上の注意8」を読み、適切な人を連帯保証人にしてください。

ふりがな いばらき たろう
連帯保証人氏名 茨城 太郎
現住所 水戸市笠原町900-0

続柄 本人の(父)

昭和42年2月10日生

茨城県教育委員会教育長 殿

(記載上の注意)

- ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。
- 奨学金の貸与希望期間は、入学一時金の貸与だけを希望する者については記入不要であること。
- 入学一時金貸与の出願者資格は、月額貸与とは異なるので留意すること。
- 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記載し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 家族の状況のうち、続柄の前に、別居者に×印を付けること。
- 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 本人の履歴は、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
- 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者(本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人)で、将来奨学資金返還の責任を負いうる者であること。

なお、出願の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。

- 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

記入者の職氏名の記載、押印を忘れずに。

茨城県教育委員会

整理番号

奨学生推薦調書

記入者 職・氏名 教諭 山田 三郎 印

本人の氏名 茨城 花子

学校名 ○ ○ 大学 文 学部 文学 科 第 1 学年 (正規の修業期間 4 年)
学校 課程

成績等記入欄

※ (高等学校等, 高等専門学校, 大学, 専修学校の専門課程の成績評定表)

学年	(2) 年	(3) 年	合計
科目評定			
5	6	7	13
4 (優)	5	4	9
3 (良)			
2 (可)			
1			
合計	11	11	A 22

評定 科目数 認定値

5 × (13) = (65)

4 × (9) = (36)

3 × () = ()

2 × () = ()

1 × () = ()

合計 A (22) B (101)

評定平均値

B = 4.59

A

必ず記入 (小数点第3位以下切捨て)。

独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の推薦基準を満たす

その他推薦の参考事項

6頁の推薦基準「1 共通(1)人物について」を満たす学生であることを具体的に記載願います。
記載がない場合、推薦基準を満たさない者として不採用とする場合があります。
【主な記載項目】
家庭事情、部活動・クラブ活動、生徒会活動、学業成績 など
※特例推薦の場合は、該当する推薦理由を記載すること。
※入学一時金の貸与希望者の場合、日本学生支援機構の給付型奨学金の推薦基準を満たしている理由を記載すること。

入学一時金の貸与希望者の場合、学力基準について、出身高校等が日本学生支援機構に提出した推薦基準を満たしているか確認が必要な場合がありますので、その場合は、確認の上、チェック願います。
※家計基準については、添付書類の課税証明書等により確認いたします。
※奨学金(月額貸与)のみ貸与希望者の場合はチェック不要です。

上記の者は、健康で、人物・学業ともに優れ、かつ、学資の支弁が困難であり茨城県奨学生として適当と認められるので、推薦いたします。

平成 31年 5月 7日

学 校 長 水 戸 二 郎 印

茨城県教育委員会教育長 殿

(記載の注意)

- ※印の所は該当する所を○で囲み、×印の所は記入しないこと。
- 成績評定表は、原則として前2年(第2学年は前1年)の科目数を記入のこと。
- 評定平均値は、小数点以下第2位まで記入のこと(小数点以下第3位を切捨て)。
- 入学一時金貸与を希望している場合、独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金に係る推薦基準を満たすことを確認し、チェックすること。
- その他推薦の参考事項欄は、具体的かつ詳細に記載すること。
- 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。